

## 観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災行政無線防災ラジオ等(以下「防災ラジオ等」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災ラジオ等の種類)

第2条 貸与する防災ラジオ等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標準型防災ラジオ等 音声で防災情報等を出力する機器及び附属部品をいう。
- (2) 文字表示機能付き防災ラジオ等 音声及び文字表示で防災情報等を出力する機器及び附属部品をいう。

(貸与の対象)

第3条 防災ラジオ等の貸与の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、市内に住宅を有する者で、防災ラジオ等の種類に応じ、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 標準型防災ラジオ等の貸与の対象となる者

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条の規定により指定された土砂災害警戒区域に居住する世帯の世帯主
- イ 世帯員全員が満75歳以上である世帯の世帯主
- ウ 防災行政無線の屋外放送を聴取することが困難であると認められる地域に居住する世帯の世帯主
- エ 市長が防災上必要と認める施設の長又は団体の代表者

(2) 文字表示機能付き防災ラジオ等の貸与の対象となる者 世帯全員が身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者である世帯の世帯主

2 市長は、標準型防災ラジオ等を前項第1号に規定する者に貸与するものとし、同号に規定する者以外で標準型防災ラジオ等の貸与を希望する世帯の世帯主がいるときは、貸与状況を鑑み、当該世帯主に対し、標準型防災ラジオ等の貸与を行うものとする。

(貸与の申請)

第4条 申請者は、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第

- 1号エに該当する者への貸与に当たっては、申請書の提出を省略することができる。
- 2 前条第1項第2号に該当する者が申請するときは、世帯全員の身体障害者手帳の写しを申請書に添えて提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、貸与の可否を決定し、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による貸与の決定を受けた者に対し、防災ラジオ等を貸与するものとする。

3 前項の規定により貸付を受けた者(以下「利用者」という。)は、速やかに観音寺市防災行政無線防災ラジオ等借用書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 善良な管理の下に使用すること。
- (3) 第三者に譲渡し、転貸し、売却し、又は担保として供しないこと。
- (4) 乾電池の交換その他保全に留意し、改造等原形を変える行為をしないこと。

(費用の負担)

第7条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 防災ラジオ等に要する電気使用料並びに乾電池の購入及び交換に要する費用
- (2) 利用者の故意又は過失による、亡失、損傷、故障等の場合における機器の購入、交換及び修繕に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用のほか利用者の都合により生じる費用

(変更等の届出)

第8条 利用者は、市内における転居若しくは施設の移転又は前条第2号若しくは第3号の費用が生じることとなった事由により防災ラジオ等の設置状況に変更が生じたときは、速やかに観音寺市防災行政無線防災ラジオ等設置状況変更届(様式第

4号)により市長に届け出なければならない。

(返納の届出)

第9条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等返納届(様式第5号)を提出するとともに、速やかに防災ラジオ等を返納しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 防災ラジオ等を必要としなくなったとき。

(3) 利用者が市外に転出するとき。

(4) 第3条第1項第1号エに該当する者で、施設の閉鎖、団体の解散等があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めるとき。

2 市長は、利用者が第6条各号の規定に違反したときは、防災ラジオ等の返還を命じることができる。

(管理台帳の整備)

第10条 市長は、防災ラジオ等の貸与状況を明確にするため、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等管理台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオ等の貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の観音寺市防災行政無線戸別受信機等貸与要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、改正後の観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者  
住所  
氏名 印  
電話番号

観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与申請書

防災行政無線防災ラジオ等の貸与を受けたいので、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

なお、防災ラジオ等の利用に際しては同要綱第6条の規定を遵守するとともに、利用に係る費用については私が負担します。

記

設置場所の住所	観音寺市	
防災ラジオ等の種類 (どちらかに○印をつけてください)		標準型防災ラジオ等
		文字表示機能付き防災ラジオ等（全員が聴覚障がい者である世帯に限ります。）

※「文字表示機能付き防災ラジオ等」の貸与希望世帯については、世帯全員の身体障害者手帳の写しを添えて申請してください。

※次の表は、記入しないでください。

防災ラジオ管理番号			
防災ラジオ及び附属部品		防災ラジオ	文字表示装置
		その他 ( )	

(表)

様式第2号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

観音寺市長 印

観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった防災行政無線防災ラジオ等の貸与については、下記のとおり決定(却下)したので、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

貸与の決定・却下の別	決定 ・ 却下	
決定(却下)の理由		
設置場所		
防災ラジオ管理番号		
防災ラジオ及び附属部品		防災ラジオ
		文字表示装置
		その他 ( )
備考		

(裏)

(遵守事項)

○利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 善良な管理の下に使用すること。
- (3) 第三者に譲渡し、転貸し、売却し、又は担保として供しないこと。
- (4) 乾電池の交換その他保全に留意し、改造等原形を変える行為をしないこと。

(費用の負担)

○利用者は、次の費用を負担してください。

- (1) 防災ラジオ等に要する電気使用料並びに乾電池の購入及び交換に要する費用
- (2) 利用者の故意又は過失による、亡失、損傷、故障等の場合における機器の購入、交換及び修繕に要する費用
- (3) その他、利用者の都合により生じる費用

(届出)

○利用者は、防災ラジオ等の設置状況に変更が生じた場合は、届出が必要です。

○利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに返納の届出が必要です。

- (1) 防災ラジオ等を必要としなくなったとき。
- (2) 利用者が市外に転出するとき。
- (3) 防災上必要と認める施設の閉鎖、団体の解散等があったとき。
- (4) その他、要綱に規定する貸与の対象に該当しなくなったとき。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

利用者  
住所  
氏名 印  
電話番号

観音寺市防災行政無線防災ラジオ等借用書

防災行政無線防災ラジオ等を下記のとおり借用し、その利用に当たっては、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱の規定を遵守し、適正に管理します。

記

借用品	防災ラジオ
	文字表示装置
	その他（ ）
防災ラジオ管理番号	
備考	

承諾事項

私は、転出などにより防災ラジオ等を必要としなくなった場合は、速やかに観音寺市へ防災ラジオ等を返却します。また、私が防災ラジオ等を返却することができなくなった場合は、親族等（防災ラジオ等を設置している家屋等の所有者が申請者と異なる場合は、その所有者）がその返却をします。親族等（ ）からは、それに関して以下のとおり同意を得ています。

署名（申請者）\_\_\_\_\_

署名（親族等）\_\_\_\_\_

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

利用者  
住所  
氏名 印  
電話番号

観音寺市防災行政無線防災ラジオ等設置状況変更届

私が借り受けている防災行政無線防災ラジオ等について、変更等が生じたので、観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱第8条の規定により下記のとおり届出します。

記

防災ラジオ管理番号		
変更等の内容（次の該当する項目にご記入ください。）		
住所の変更	旧	住所 電話番号
	新	住所 電話番号
その他の変更		

※次の表は、記入しないでください。

受付日		変更確認 受付者印	
変更内容の諾否			



